

## 介護保険施設・事業所における防犯への取組

平成 28 年 7 月末に神奈川県相模原市所在の障害者支援施設において殺傷事件が発生したことから、介護保険施設等の入所者等の安全確保について努めるよう、防犯対策の強化をお願いします。

### 1 危機発生時の連絡体制について

平成 28 年 9 月 2 日付け施運第 573 号の通知において、殺害や爆破といった犯罪予告等があった場合の取扱を定めましたので、土日祝日夜間にかかわらず、危機発生があった又は想定される場合は、速やかに道への報告をお願いします。

原則として、当日中に報告してください。状況の変化（危機の拡大、新たなトラブルの発生等）があった場合については、必要に応じ、続報として報告してください。

#### ○ 対象とする危機

利用者等に危害や損失を与え、又はその恐れのある次の事案を対象

- ① 殺害、爆破などの犯罪予告
- ② 不審者による施設等内への侵入
- ③ その他、外部からの不法行為

### 2 防犯に係る安全確保のための自己点検表について

平成 28 年 12 月 26 日付け施運第 857 号において、介護保険施設等が自ら防犯に係る取組を定期的に点検し、防犯への意識を高めることを目的として、防犯に係る自己点検表を作成しました。研修資料として活用するなど防犯対策の強化に取り組むようお願いします。

防犯に係る自己点検表は、道のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kasigojikotenken.htm>

福祉第2057号  
施運第573号  
子ども第1665号  
平成28年9月2日

各総合振興局（振興局）保健環境部  
保健行政室企画総務課長  
社会福祉課長 様  
地域保健室企画総務課長

保健福祉部福祉局福祉援護課長  
保健福祉部福祉局施設運営指導課長  
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課長

#### 社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について

本年7月末に神奈川県相模原市で発生した障害者支援施設における殺傷事件を受け、道では、平成28年7月27日付け施運第428号により各社会福祉施設等に対し、施設の管理・防犯体制の強化など、入所者等の安全確保について注意喚起しているところです。

社会福祉施設等の事故発生時の連絡体制については、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に定められているところですが、殺害、爆破などの犯罪予告など、利用者等に危害や損失を与え、又はその恐れのある事案については、明確に定められていないことから、社会福祉施設等におけるこうした事案発生時における連絡体制等について、今般、別紙のとおり定めましたので、所管する対象施設に周知するとともに、対応についてよろしくお願ひします。

#### 記

#### 送付資料

- 1 別紙 社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について
- 2 対象施設・事業所一覧表
- 3 参考様式 危機発生状況報告（速報）
- 4 報告様式1-1 事故等状況報告書

福祉援護課生活保護グループ	担当：主査[保護]山崎 内線 25-629
施設運営指導課法人運営グループ	担当：主査[社会福祉法人]藤田 内線 25-213
事業指定グループ	担当：主査[介護]北原 内線 25-227
事業指導グループ	担当：主査[介護]平出 内線 25-220
子ども子育て支援課子育て支援グループ	担当：主査[障がい]小助川 内線 25-220
	担当：主査[新制度]丸田 内線 25-767
児童相談グループ	担当：主査[社会的養護]石川 内線 25-774
自立支援グループ	担当：主査[ひとり親対策]阿保 25-777

対象施設・事業所一覧表

施設	事業所	本庁	総合振興局等
生活保護法 救護施設 医療保護施設 授産施設		福祉局福祉援護課 生活保護G	社会福祉課
老人福祉法 老人福祉施設 有料老人ホーム ※高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けているものを除く	老人居宅生活支援事業所 ※道・市町村から指定を受けた介護保険事業所と重複しないもの	福祉局施設運営指導課 事業指定G	社会福祉課
障害者自立支援法 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム  (厚生労働省通知) 盲人ホーム	障害福祉サービス事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 移動支援事業所	福祉局施設運営指導課 事業指導G	社会福祉課
児童福祉法 助産施設 母子生活支援施設  乳児院 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 (児童館、児童センターに限る) 障害児入所施設 児童発達支援センター	児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業  一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業  障害児通所支援事業所 障害児相談支援事業所	子ども未来推進局 子ども子育て支援課 自立支援G  子ども未来推進局 子ども子育て支援課 児童相談G  子ども未来推進局 子ども子育て支援課 子育て支援G  福祉局施設運営指導課 事業指導G	社会福祉課
社会福祉法 授産施設 無料低額宿泊所		福祉局施設運営指導課 法人運営G	社会福祉課
売春防止法 婦人保護施設		環境生活部くらし安全局 道民生活課女性支援室 男女平等参画G	道立女性相談援助センター
介護保険法 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)  介護老人保健施設 介護療養型医療施設 ※介護サービス提供に係る事故に限る	居宅サービス事業所 (介護予防含む) ※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護を除く 居宅介護支援事業所 居宅サービス事業所のうち 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 居宅療養管理指導事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所療養介護事業所 (介護予防含む) ※介護サービス提供に係る事故に限る	福祉局施設運営指導課 事業指導G	社会福祉課  企画総務課

### 危機発生状況報告（速報）

平成 年 月 日

事業者名

所在地

代表者氏名

危機の種別		発生日時	
発生場所	【施設(業種)名】 【施設種別】 【住所】		
危機の概要	1 概要  2 被害の状況  3 施設(業種)の対応  4 その他		
参考事項			

事故等発生状況報告書

平成 年 月 日

〇〇保健福祉事務所長 様

法人所在地  
法人名称  
代表者氏名

1 事故等が発生した施設・事業所

- (1) 種 別
- (2) 名 称
- (3) 所在地

2 事故等の分類

該当する□にチェックを入れること

利用者処遇等に関するもの		施設・事業所及び役職員に関するもの	
<input type="checkbox"/> 死亡事故	<input type="checkbox"/> 不法行為	<input type="checkbox"/> 不適切な会計処理	
<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 無断外出	<input type="checkbox"/> 不法行為等	
<input type="checkbox"/> 失踪・行方不明	<input type="checkbox"/> その他	そ の 他	
<input type="checkbox"/> 骨折・打撲・裂傷等		<input type="checkbox"/> 事件報道が行われた場合等	
<input type="checkbox"/> 誤飲・誤食・誤嚥、誤薬		<input type="checkbox"/> その他必要と認められる場合	

3 事故等の概要

4 事故等の発生日時・場所

- (1) 日時 年 月 日 (午前・午後) 時 分 (頃)
- (2) 場所

5 施設等が事故等を認知した日時及び家族への対応等

- (1) 事故認知日時 年 月 日 (午前・午後) 時 分 (頃)
- (2) 認知した経緯
- (3) 家族への連絡 年 月 日 (午前・午後) 時 分 (頃)  
氏名 (続柄)

※児童福祉施設等のうち道が実施機関の場合のみ記載すること

- |               |               |         |
|---------------|---------------|---------|
| (1) 保健福祉事務所あて | 年 月 日 (午前・午後) | 時 分 (頃) |
| (2) 所管児童相談所あて | 年 月 日 (午前・午後) | 時 分 (頃) |
| (3) 保護者等あて    | 年 月 日 (午前・午後) | 時 分 (頃) |

6 被害者等の状況（(4)(5)は児童福祉施設等のうち道が実施機関の場合のみ記載すること）

(1) 被害を受けた利用者又は職員等の氏名等

住 所

(職)氏名 (男・女) 年 月 日生 ( 歳)

※身体の状況（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等の状況等）

①等級

③障がい名等

②部位

④要介護度・障害者区分

(2) 傷病名等

①傷病名・部位

②傷病の程度

全治 日(月)

(3) 入所・利用開始(採用)年月日

年 月 日

(4) 保護者氏名

(5) 所管児童相談所名

〇〇児童相談所

7 当該事故関係者の状況

(1) 当該事故関係者の住所・氏名

住 所

(職)氏名 (男・女) 年 月 日生 ( 歳)

※身体の状況（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等の状況等）

①等級

③障がい名等

②部位

④要介護度・障害者区分

(2) 採用(入所・利用開始)年月日(職員の場合は略歴を添付) 年 月 日

8 施設・事業所の対応(対処の方法、受診医療機関、治療内容、損害賠償等)

(1) 事故発生時

(2) 今後

9 事故の原因分析及び再発防止策(今後の類似事案に対する取組みを具体的に記載すること)

(1) 原因

(2) 再発防止策

10 前回事故発生年月日 年 月 日

連絡先  
担当者

注) ・報告書提出時に確定していない事項があれば、その旨記載し、別途報告すること。  
・施設等において本報告とは別に作成している事故報告書、事故防止委員会等の記録の写しを添付すること。

施 運 第 8 5 7 号  
平成28年12月26日各総合振興局（振興局）保健環境部  
保健行政室企画総務課長 様  
地域保健室企画総務課長 様  
社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業者等並びに老人福祉施設における防犯に係る安全確保のための自己点検の実施について

本年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件を受け、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となること、また、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るため、平成28年9月16日付け施運第628号保健福祉部長通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」により、厚生労働省が作成した「社会福祉施設等における点検項目」についてお知らせし、必要な取組を進めるようお願いしたところです。

今般、別紙「社会福祉施設等における防犯点検項目」のとおり、施設等自らが防犯に係る取組を定期的に点検することで防犯の意識を高めるとともに、職員間で共有することを目的に自己点検表を作成しました。

なお、この自己点検表は、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないものではなく、施設等の実態に応じて点検項目を追加・変更するなどして、職員等への配布や研修資料として活用するなど、実際の対策を検討・実施するものです。

つきましては、貴局におかれては、本点検表の作成の主旨及び活用について、別添通知文案を参考に所管する対象施設等に周知いただくとともに、今後、実地指導及び指導監査（書面審査除く。）の際には、これらの点検状況等についても併せてご確認いただき、必要に応じ助言を行うなど、対応についてよろしく申し上げます。

記

## 1 対象施設等（道所管施設）

- (1) 介護保険施設等（訪問・相談事業を除く。）
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等（訪問・相談事業を除く。）
- (3) 老人福祉施設（介護保険施設等と重複しない施設）

## 2 道ホームページへの掲載

各施設等の自己点検表掲載ページに追加掲載します。

・介護保険施設等

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kasigojikotenken.htm>

・指定障害福祉サービス事業者等

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shidou/shougai/toriatsukai/jikotenkenhyou.htm>

・老人福祉施設

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/roujinfukushishisetu-jikotenken.htm>

事業指導グループ

担当：大谷（介護）

内線：25-218

担当：田島（障がい）

内線：25-219

事業指定グループ

担当：北原（老人福祉施設）

内線：25-227

別紙（社会福祉施設等における防犯点検項目）

- シートは、外部からの不審者の侵入に対する危機対策の観点から、防犯に係る安全確保に必要と考えられる点検項目を整理したもので、施設等自らが防犯に係る取組を定期的に点検することで防犯の意識を高めるとともに、職員間で共有することを目的として作成しています。
- 全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならぬものではなく、施設等の実態に応じて点検項目を追加・変更するなどし、職員等への配付や研修資料として活用するなど、実際の対策を検討・実施してください。
- なお、防犯対策を行うに当たっては、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることがないよう留意してください。

点検項目	点検事項	点検結果	
(1) 所内体制と職員の共通理解	ア 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企图的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。	いる	いない
	イ 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協働体制の下、安全の確保に当たっているか。	いる	いない
	ウ 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。 また、外部からの人の出入りができる場所と立ち入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。	いる	いない
	エ 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できているか。	いる	いない
	オ 来訪者に「どこへ行かれますか？」「何かお手伝いしましょうか？」といった声をかけをすることとし、実践しているか。	いる	いない
	カ 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。	いる	いない
	キ 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。	いる	いない
	ク 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めることともに、必要に依り、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。	いる	いない
	ケ 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。	いる	いない
	コ 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。	いる	いない
	サ 「社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について」（平成 28 年 9 月 2 日付福祉第 2057 号福祉第 573 号子ども第 1665 号通知）に基づいた危機発生時の連絡体制等を把握し、職員に周知しているか。	いる	いない
	シ 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えないことなど職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。	いる	いない
	ア 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員・町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。 また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。	いる	いない
	イ 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。	いる	いない
ウ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成 28 年 10 月 27 日付福祉第 719 号通知）により、関係機関による防犯情報の共有化を図るため、「ほくとくん防犯メール（北海道警察）」や「安全安心な地域づくりメールマガジン（北海道環境生活部）」等を登録しているか。 また、送信されてくる防犯メール等の内容を職員に周知しているか。	いる	いない	

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携



点 検 項 目		点 検 事 項		点 検 結 果			
(3) 施設等と利用者の家族の取組み	(4) 地域との協同による防犯意識の醸成	利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たった注意喚起を行っているか。 また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。				いる	いない
		ア 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするかどうか。地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。				いる	いない
		イ 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。				いる	いない
		ア 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。				いる	いない
(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保		① 警報装置：防犯監視システム：防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）				いる	いない
		② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ） (例)・玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。 ・防犯性能の高い建物部品のうち、ウインドフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。 ・防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交換する。				いる	いない
		③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ） (例)・道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。 ・敷地や建物への出入口を限定する。				いる	いない
		④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ） (例)・夜間等、人の出入りを感じ取るセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。 ・植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。 ・防犯カメラを設置する。				いる	いない
		イ 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。				いる	いない
		ウ 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施設その他の敷重な管理と、その施設等の管理の状況を毎日点検しているか。				いる	いない
		エ 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。 また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないように入力する対策を講じているか。				いる	該当なし
		ア 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。				いる	いない
		イ 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等を行っているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。				いる	いない
		ウ 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。				いる	いない
(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保		エ 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。				いる	いない
		カ 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。				いる	いない
		キ 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配布して注意喚起しているか。				いる	いない
						いる	いない

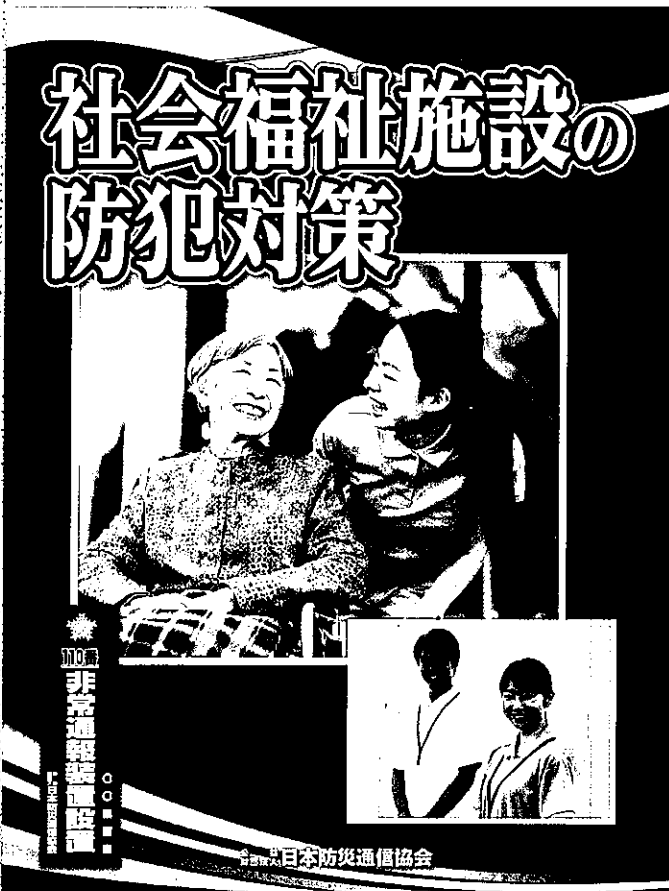


# 「社会福祉施設の防犯対策」について

日本防災通信協会では、警察に直結している『110番非常通報装置』の設置推奨と設置している事業所等を直接訪問して110番非常通報装置の効果的活用について指導を行うほか、防犯対策に関する資料、情報の提供や各種研修会、防犯訓練の計画、実施による指導・助言及び警察との連絡調整などを行なっています。

これだけは、是非心がけましょう!

2019年度



### 1 未然防止が第一

- ① 施設内外の警戒
- ② 「声かけ」による不審者の早期発見
- ③ 施設周辺の環境整備・点検

### 2 事件が発生したときは

- ① 直ちに110番通報ボタンを押す
- ② 利用者の安全確保
- ③ 危害防止に配慮
- ④ 犯人の観察と記録(犯人の特徴を覚える)、逃走方向等の確認
- ⑤ 証拠の保全(現場保存)

### 3 備えて安心

- ① 防犯体制の整備
- ② 防犯設備・防犯器材の整備
- ③ 平素の訓練
- ④ 警察や日本防災通信協会との連携

● 社会福祉施設における特異事案(平成30年中 抜粋)

● 不審者侵入防止対策チェックポイント

詳細は各支部、または下記までご連絡ください

公益財団法人 **日本防災通信協会**

本部：東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル4階  
 電話：03-3263-7281(代) FAX 03-3263-8106  
 (公財)日本防災通信協会のホームページhttp://www.nitibousai.or.jp

# 110番非常通報装置のしくみ

## 事件発生!!



110番通報ボタンを押すと同時に「〇〇町〇番地〇〇福祉園で非常通報!!」のメッセージが警察本部の110番指令室に通報されます。

発報確認ランプ



110番通報ボタンを押すと発報確認ランプが緑色に点灯します。(近畿地方は赤色)

発報確認ランプ



逆信受理用電話機



発報確認ランプが赤色になると110番指令室から逆信電話がかかってきます。(近畿地方は緑色)

110番指令室



110番指令室は警察署やパトカーに出動命令を出します。

## 出動!!



# 「110番非常通報装置」のご案内

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会は、安全で秩序ある国民生活の実現に資することを目的に、警察庁及び北海道警察と連携しまして防災通信の有効性等を社会に広め、「110番非常通報装置」の普及による防犯の促進と同装置の適正な運用管理や保守に関する指導のほか、様々な防犯対象施設に対する防犯広報資料の発行等防犯に関する事業を推進しております。

当協会が推奨します「110番非常通報装置」は、強盗や傷害事件等のように人身の危機等が危ぶまれる状況下におきまして、非常通報ボタンを押下するだけで瞬時に警察の110番に自動接続・通報できるシステムで、防犯及び事件解決上に絶大な効果を発揮している極めて有効な装置とされております。また、施設の防犯態勢の強化を目的に設置する場合は、国や地方自治体から設置費用の一部が補助されるなど、その有効性は国等からの折り紙付きとも言えるものであります。

現下の厳しい情勢下におきまして、安全・安心を守るという視点からは是非ご検討いただき、「110番非常通報装置」の有効性についてご理解いただければ幸いと存じます。

敬具

公益財団法人 日本防災通信協会北海道支部 統括支部長 磯部 哲志



子どもやお年寄りなど社会的弱者が被害者となる事件が相次いで発生しています。

## 【川崎市カリタス小学校事件】

令和元年5月28日、神奈川県川崎市の登戸駅付近の路上で私立カリタス小学校のスクールバスを待っていた小学生の児童や保護者らが刃物を持った男に相次いで刺され、2人が死亡、18人が重軽傷を負った。

## 【池田小学校事件】

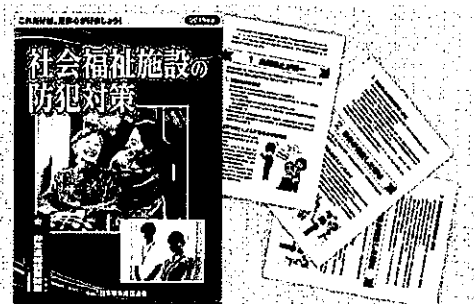
平成13年6月8日、大阪教育大学附属池田小学校に凶器を持った男が侵入して児童等を襲撃、児童8人が死亡、児童や教員15人が重軽傷を負った。

## 【音羽幼稚園事件】

平成13年11月22日、東京都文京区の音羽幼稚園で園児を迎えにきていた母親等が談話中、2歳女兒が連れ去られ殺害された。

## 【相模原障害者施設殺傷事件】

平成28年7月26日、神奈川県相模原市の知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」に元施設職員の男が侵入し、入所者19人を刺殺したほか、入所者・職員計26人に重軽傷を負わせた。



本件に関してのお問合せは、最寄りの下記事務所までご連絡願います。

## 公益財団法人 日本防災通信協会

北海道支部

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部18階  
☎：011-222-3984

旭川事務所

旭川市六条通10丁目左10号 旭川中央警察署内  
☎：0166-22-0688

釧路事務所

釧路市黒金町10丁目5番1号 北海道警察釧路方面本部内  
☎：0154-24-4269

令和元年中に発生した社会福祉施設における特異事件

(平成31年1月1日～令和元年6月30日)

NO	発生日時	罪種	被害者・被害場所等	凶器等	被害金品等	逮捕別	事件概要等
1	1月2日(水) 午後3時10分 ころ	殺人未遂	グループホーム K	パーカーの フード部分の ひも	女性職員 ～ 軽傷	通常逮捕 (1/3)	～施設入所の女性が職員の首を絞め殺害を図る～ 犯人(83歳・入所者の女)は、自身の入浴の介護をして いた女性職員(22歳)が着ていたパーカーのフード部分 のひもを引っ張り、職員の首を絞めて殺害を図った。女性 職員は一時意識を失い軽傷を負った。通報を受けた警察 が捜査した結果、1月3日、犯人を殺人未遂罪で通常逮 捕した。
	愛知県 (あま市)						
2	1月30日(水) 午後11時35分 ころ	建造物侵入 事後強盗 公務執行妨害	高齢者福祉施設 K	拳銃 のようなもの	—	現行犯逮捕	～男が施設侵入後、警察官に拳銃のようなものを突きつける～ 犯人(64歳・会社員の男)は、金品を盗む目的で施設に 侵入したところを職員に見られ、同職員が電話で110 番通報した。通報で急行した警察官2人に犯人は、拳銃 のようなものをつきつけて抵抗したが、警察官が警棒では たき落とし、建造物侵入罪で現行犯逮捕、同罪と事後強盗 罪、公務執行妨害罪で送致した。
	埼玉県 (越谷市)						
3	2月3日(日) 午後2時30分 ころ	殺人未遂	高齢者福祉施設 N老人ホーム 談話室	消火器	男性入所者 ～ 重傷	現行犯逮捕	～入所中の男が男性入所者の顔を消火器で殴る～ 犯人(81歳・施設入所中の男)は、談話室内にいた男性 入所者(73歳)の顔を室内に置いてあった消火器で複 数回殴り、重傷を負わせた。男性職員が119番通報し、 消防からの通報により、急行した警察官が、犯人を殺人 未遂罪で現行犯逮捕した。警察で動機等を捜査中。
	栃木県 (芳賀郡)						
4	2月25日(月) 午後1時45分 ころ	殺人未遂	児童養護施設 W寮	包丁	男性施設長 ～ 搬送先の 病院で 死亡確認	現行犯逮捕	～元入所者の男が施設長を包丁で刺して殺害する～ 犯人(22歳・職業不詳の男)は、約4年前まで同施設に 3年間入所していた者だが、当日は施設玄関脇の施設長 室に押し入り、室内にいた施設長の胸や腹を包丁で刺し た。騒ぎに気づいた男性職員2人が、室内で負傷している 施設長を発見、職員らが椅子で部屋の入り口をふさぎ、 犯人の他所への侵入及び逃走を防止するとともに、電話 で110番通報し、急行した警察官が殺人未遂罪で現行犯 逮捕した。その後、施設長は搬送先の病院で死亡が確認 された。犯人は「殺すつもりで刺した。施設関係者なら誰 でもよかった」と供述しており、警察は殺人罪に切り替え、 さらに動機等を捜査中。
	東京都 (渋谷区)						

令和元年中に発生した社会福祉施設における特異事件

(平成31年1月1日～令和元年6月30日)

NO	発生日時	罪種	被害者・被害場所等	凶器等	被害金品等	逮捕別	事件概要	要等
5	3月6日(水) 午後2時55分 ころ	銃刀法違反	児童相談所	包丁	なし	現行犯逮捕	～児童相談所で保護している息子の母親が包丁を出す～ 犯人(47歳・自称介護士の女)は、小学校低学年の息 子が犯人から虐待を受けているとして、同相談所に保護 されているが、当日は職員との面接日で、面接室に入室 する直前、息子をいかに大切に思っているかを職員に示 すため、リュックサックから包丁を取り出し、自分の腹部に 向けた。一緒に来所した次男(18歳)が直ちに包丁を取り 上げ、職員が電話で110番通報し、急行した警察官が、 犯人を銃刀法違反で現行犯逮捕した。	
	神奈川県 (横須賀市)							
6	3月12日(火) 午後3時27分 ころ	—	児童相談所	なし	なし	説諭	～児童相談所で保護している児童の父親が騒ぐ～ 行為者(20歳代・無職の男)は、自分の子供を虐待して いるとして、同相談所に子供が保護されているが、当日は 行為者が呼び出されたことに不満を持ち、同施設の玄関 先で大声で騒ぎ出したため、危険を感じた職員が110番 通報ボタンを押下した。非常通報で警察官が急行したが、 暴行等の事実がなく、行為者も落ち着いたことから説諭処 分とした。	
	島根県 (松江市)							
7	4月15日(月) 午後3時27分 ころ	—	乳児院	なし	なし	説諭	～男が乳児院に預けている乳児を連れ出そうとする～ 行為者(男)は、乳児院に乳児を預けている父親である が、面会予約日の2日前に来院し、職員から面会を断ら れたことに激昂して乳児を連れ出そうとしたため、危険を 感じた職員が110番通報ボタンを押下した。非常通報で 警察官が急行したが、暴行等の事実がなく、行為者も落 ち着いたことから説諭処分とした。	
	東京都 (渋谷区)							

## 平成30年中に発生した社会福祉施設における特異事件

(平成30年1月1日～12月31日)

(公財)日本防災通信協会北海道支部

番号	発生日時	罪種	発生場所等	被害品等	事件概要等
1	1月9日(火) 午前1時20分頃 和歌山県橋本市	傷害	介護老人保健施設 G施設内	女性入所者 ～重傷	～介護士の男が女性入所者に熱湯をかける～ 犯人(24歳～同施設介護士の男)は、同施設的女性入所者(96歳)が夜中に大声で叫び、言うことをきかなかつたことに憤慨し、ベッドに横たわっていた同入所者にコップに入れた熱湯をかけ、唇や頸、胸、肩などに全治約50日の重傷を負わせた。同日の朝、他の職員がやけどに気付き、施設が警察に被害届を提出、捜査した結果、犯人を3月5日、傷害罪で通常逮捕した。
2	1月13日(土) 午後8時0分頃 函館市	傷害	有料老人ホームM	入所者～負傷	～施設管理人が入所者を殴る～ 犯人(64歳・施設管理人の男)は、施設内で男性入所者(78歳)と口論となり、逃げようとした同男性を追いかけて顔を複数回殴り、口を切るなどのけがを負わせた。施設経営者が電話で110番通報し、警察が1月14日、犯人を傷害罪で通常逮捕した。
3	1月25日(木) 午前5時40分頃 滋賀県大津市	傷害 略取未遂	有料老人ホームH	なし	～上司の男が女性職員をわいせつ目的で襲う～ 犯人(48歳・給食会社社員の男(被害職員の上司))は、同老人ホームに出勤してきた給食業者の女性職員(23歳)を背後から羽交い絞めにし、刃物のようなもので顔を数回切りつけてわいせつ目的で連れ去ろうとしたが、他の職員が出勤してきたため逃走した。警察が施設の防犯カメラ映像などから捜査した結果、自分も殴られたと被害を訴えていた上司である犯人を同日、傷害罪とわいせつ目的略取未遂罪で通常逮捕した。
4	2月19日(月) 午前9時40分頃 富山市	逮捕監禁	障害者支援施設	女性従業員 ～逮捕監禁	～女が女性従業員を会議室に監禁する～ 犯人(23歳の女)は、通所する障害者支援施設で、女性施設従業員(60歳代)の体をつかんでナイフを突き付け、約30分間、会議室に監禁した。男性従業員が電話で110番通報し、急行した警察官が犯人を逮捕監禁罪で現行犯逮捕した。
5	3月29日(木) 午後4時0分頃 岩手県二戸市	傷害	特別養護 老人ホーム	施設嘱託 男性医師 擦過傷	～男が診察中の男性医師の言動に立腹し首をつかむ～ 犯人(65歳の男)は、母親が入居する老人ホームで、診察中の男性医師(46歳)の言動に立腹し、首をつかむなどして擦過傷を負わせた。職員からの電話による110番通報で、急行した警察官が、犯人を傷害罪で現行犯逮捕した。
6	4月21日(土) 午後0時17分頃 広島県福山市	—	子ども 家庭センター	職員～軽傷	～施設入所中の中学生が施設内で暴れる～ 行為者(施設入所中の中学生)は、施設内で暴れ出し、職員が制止しようとしたが従わず、さらに職員に軽傷を負わせたため、危険を感じた他の職員が110番通報ボタンを押下した。非常通報で警察官が急行したが、職員からの被害申告がないことから、行為者を説諭処分とした。





番号	発生日時	罪種	発生場所等	被害品等	事件概要等
7	4月22日(日) 午後1時35分頃 岩手県盛岡市	住居侵入	自立支援施設	施設のドア破壊	～男が福祉施設に侵入しドアを破壊する～ 犯人(18歳・無職の少年)は、交際相手が入所する施設を訪れ面会を要求したが、職員から拒否されると同施設に侵入し、施設内のドアを素手でたたき壊した。職員からの電話による110番通報で急行した警察官が犯人を住居侵入と器物損壊罪で現行犯逮捕した。
8	4月24日(火) 夜間 川崎市	傷害	老人ホーム	男性～軽傷	～施設の男性介護職員が入所者を殴る～ 犯人(24歳・同施設介護職員の男)は、当直勤務中、男性入所者(87歳)が介助中に暴れたことに立腹し、同入所者の頭を数回殴ったり蹴ったりして打撲など2週間のけがを負わせた。翌朝、施設から連絡を受けて病院搬送をした消防から警察に通報があり、警察が捜査した結果、4月25日、犯人を傷害罪で通常逮捕した。
9	5月16日(水) 午前5時55分頃 群馬県高崎市	殺人未遂	特別養護 老人ホーム	女性～軽傷	～入所者の男が女性職員をハサミで刺す～ 犯人(87歳・入所者の男)は、施設2階にある共有スペースのリビングでハサミを持っていてたため、夜勤中の女性職員(23歳)が声をかけたところ、突然、同職員の胸をハサミで刺して、全治1週間の軽傷を負わせた。職員が電話で消防に連絡し、消防から通報を受けた警察が、犯人を殺人未遂罪で現行犯逮捕した。警察で動機等を捜査中。
10	5月18日(金) 午前10時37分頃 島根県松江市	—	児童相談所	なし	～一時保護した児童の祖父が騒ぐ～ 行為者(68歳・運送業の男)は、自らの意思で施設に赴き保護を申し出した児童(孫)の保護措置に納得できず、内妻とともに施設へ押し掛けた。施設の駐車場内で職員と協議中に行為者が突然激昂して騒ぎ出したため、危険を感じた職員が110番通報ボタンを押下し、非常通報で警察官が急行したが、暴行等の事実がなく、行為者も落ち着いたことから説諭処分とした。
11	6月1日(金) 午後2時30分頃 愛知県豊橋市	傷害	障害者福祉施設	男性職員重体	～入所者の少年が職員を膝蹴りして重傷を負わす～ 犯人(18歳・入所者の少年)は、施設の駐車場で、男性職員(34歳)の胸ぐらをつかんで腹部を1回膝蹴りし、重傷を負わせた。職員が電話で消防に連絡し、消防から通報を受けた警察が捜査した結果、犯人を傷害罪で通常逮捕した。警察が動機等を捜査中。
12	6月13日(水) 午前4時～5時ごろ 大阪府寝屋川市	傷害致死	障害者支援施設	入所者死亡	～施設職員の男が入所者を暴行し死亡させる～ 犯人(27歳・施設職員の男)は、施設内のトイレで男性入所者(45歳)に暴行を加え、腰の骨を折るなどの重傷を負わせた。犯人が入所者の体調異常に気づき、報告を受けた他の職員が119番通報した。入所者は搬送先の病院で死亡したが、警察で司法解剖を行って調べたところ、外部から衝撃が加えられたことが判明し、6月15日、防犯カメラ映像から犯人を特定して通常逮捕した。
13	7月10日(火) 午前11時30分～ 午後0時20分頃 京都府向日市	傷害致死	特別養護 老人ホーム	入所者死亡	～施設職員の女が女性入所者に暴行を加え死亡させる～ 犯人(22歳・同施設に勤務する介護職員の女)は、女性入所者(91歳)に暴行を加え、大腿部骨折と上腕部骨折の重傷を負わせた。他の職員が入所者の異常に気づき病院に搬送した。翌日、出血性ショックで死亡した。通報を受けた警察が捜査した結果、10月10日、犯人を傷害致死罪で通常逮捕した。警察が動機等を捜査中。



番号	発生日時	罪種	発生場所等	被害品等	事件概要等
14	8月6日(月) 午前9時30分頃 熊本市	威力業務妨害	県立盲学校	なし	市のホームページに「6日午後3時34分に県立盲学校を爆破する旨のメールを送信される～」旨のメールが送信される。職員が発見し、警察に通報した。職員が一時学校外に避難し、警察官が捜索したが、不審物はなく、異常も発生しなかった。警察が威力業務妨害罪で捜査中。
15	8月7日(火) 午前0時5分頃 熊本市	傷害致死	介護施設Y	女性入所者死亡	犯人(49歳・同施設職員の男)は、施設内の食堂で女性入所者(88歳)の腹などを数回殴り、約2時間後に死亡させた。犯人が暴行を受けた警察が、施設内の防犯カメラ映像等自ら電話で救急隊に連絡、病院からの通報を受けた警察が、施設内の防犯カメラ映像等から捜査した結果、8月10日、犯人を傷害致死罪で通常逮捕した。 ～男が女性入所者を殴り死亡させる～
16	8月17日(金) 午後2時37分頃 茨城県那珂市	—	児童自立支援施設	ドアガラス破壊	入所中の少年(中学2年生)は、施設内で突然興奮状態になり、職員のを行為者(15歳・施設入所中の少年)は、施設内で突然興奮状態になり、職員のを制止を振り切り、施設外に出ようとして手拳でドアガラスを叩き割るなど暴れ出したため、危険を感じた職員が110番通報ボタンを押下した。非常通報で急行した警察官と職員が行方を着かせ、施設側からの被害申告もないことから説諭処分とした。 ～入所中の少年が施設内で暴れる～
17	8月30日(木) 午後0時15分頃 群馬県高崎市	暴行	障害者支援施設	男性入所者暴行	犯人(54歳・施設職員の男)は、昼食の配膳中、昼食を受け取ろうと手を伸ばした男性入所者(26歳)の額を拳で殴った。他の職員が犯行を目撃し、施設長に報告。通報を受けた警察が捜査した結果、10月15日、犯人を暴行罪で通常逮捕した。警察が動機等を捜査中。 ～施設職員の男が男性入所者を殴る～
18	9月12日(水) 午前7時0分頃 徳島県徳島市	殺人未遂	高齢者施設	女性清掃員軽傷	犯人(66歳・アルバイト清掃員の男)は、高齢者施設の敷地内で、施設から委託を受けた清掃会社の同僚のアルバイト女性清掃員(40歳代)を出動時に待ち伏せしたうえで、いきなり押し倒し、刃物で胸などを刺して全治2週間程度のけがを負わせて逃走した。女性から連絡を受けた上司が電話で110番通報し、警察が捜査中、9月14日、犯人を発見し、殺人未遂罪で通常逮捕した。警察が動機等を捜査中。 ～男が同僚の女性職員を刃物で刺す～
19	9月15日(土) 夜間 旭川市	傷害	老人ホーム	女性入所者重傷	犯人(施設職員の男)は、女性入所者(93歳)が指示に従わなかったことに立腹し、同入所者の頭を蹴るなどして頭部に重傷を負わせた。翌日、別の職員が入所者の異変に気づき、9月19日、犯人が警察署に自首し、傷害罪で通常逮捕した。 ～施設職員の男が女性入所者の頭を蹴り重傷を負わす～
20	9月26日(水) 午前5時5分頃 宮城県仙台市	傷害	老人介護施設	女性入所者重傷	犯人(28歳・同施設介護職員の男)は、女性入所者(86歳)の腹部や顔を殴り、重傷を負わせた。別の職員が入所者の異変に気づき、病院に搬送。病院から警察署に通報があり、捜査した結果、9月27日、犯人を傷害罪で通常逮捕した。警察が、動機等を捜査中。 ～施設職員の男が女性入所者を殴り重傷を負わす～
21	9月中旬～ 9月下旬 宮城県仙台市	傷害	老人介護施設	男性入所者重傷	犯人(28歳・同施設介護職員の男)は、男性入所者(91歳)に「言うことを聞かせるため、仕事を奪う」という理由から、腹などを数回殴り、肋骨を折る重傷を負わせた。余を聞かせるため、仕事を奪うことを聞かせるため、肋骨を折る重傷を負わせた。余を聞かせるため、肋骨を折る重傷を負わせた。余を聞かせるため、肋骨を折る重傷を負わせた。余を聞かせるため、肋骨を折る重傷を負わせた。 ～施設職員の男が男性入所者を殴り重傷を負わす～



番号	発生日時	罪種	発生場所等	被害品等	事件概要等
22	10月3日(火) 午前11時220分頃 熊本県宇土市	殺人未遂	養護老人ホーム	男性入所者	～施設入所者の男が男性入所者の腹を包丁で刺す～ 犯人(62歳・施設入所者の男)は、同施設の中庭で、男性入所者(80歳)の腹を包丁で刺した。目撃した職員が警察に電話で110番通報し、急行した警察官が施設内で犯人を殺人未遂罪で現行犯逮捕した。4時間後、被害男性が収容先の病院で死亡したことから、警察が容疑を殺人罪に切り替えて動機等を捜査中。
23	11月1日(木) 午後5時10分頃 広島県福山市	暴行	認定こども園	男性施設長暴行	～男が男性施設長の肩をひじで殴る～ 犯人(71歳・無職の男)は、以前から度々、園に声や音に関する苦情を申し入れていたが、当日も「園児がうるさい」と申し入れられるため、園を訪れ、対応した男性施設長(50歳)と話し合い中に激昂し、施設長の肩をひじで殴った。危険を感じた職員が電話で110番通報し、急行した警察官が犯人を暴行罪で現行犯逮捕した。※前日、同園ではハロウウィーンのパレードがあった。
24	11月10日(土) 午後1時55分頃 長野県上田市	傷害致死	障害者施設	女性入所者傷害 その後死亡	～入所者の男が女性入所者を押し倒し倒し傷害を負わす～ 犯人(26歳の男性入所者)は、同じ施設に入所している女性入所者(67歳)の両肩を押し倒して転倒させ、頭に大けがを負わせた。警察が捜査した結果、同じ施設に入所している犯人を傷害罪で逮捕した。女性入所者は病院に搬送されたが、12日午後になって死亡が確認されたことから、傷害致死罪に切り替え、警察が犯行の動機等を捜査中。
25	11月12日(月) 午後1時5分頃 広島県廿日市市	殺人未遂	高齢者介護施設	男性職員傷害	～入所中の男が職員の首を包丁で切りつける～ 犯人(84歳・施設入居中の男)は、施設1階の廊下で男性職員(45歳)の首を包丁で切りつけて殺害しようとした。他の職員からの電話による110番通報で、急行した警察官が、犯人を殺人未遂罪で現行犯逮捕した。警察が犯行の動機等を捜査中。犯行前、他の職員が犯人の部屋で包丁を発見し「包丁を買ってきた。殺すぞ」などと脅されたため、男性職員に相談、犯人から話を聴取しようとしたところを突然切り付けられた。
26	11月18日(日) 午後3時5分頃 札幌市	殺人未遂	社会福祉施設	男性職員軽傷	～施設入所者の女子高生が職員を切り付ける～ 犯人(16歳・施設入所者の女子高生)は、男性職員(55歳)の首をカッターナイフで切り付け殺した。同職員は首に軽傷を負ったが、自ら電話で110番通報し、急行した警察官が犯人を殺人未遂罪で現行犯逮捕した。警察が犯行の動機等を捜査中。

